

障がい児・子どものための手当・年金を支給します

次に該当する重度障がい児(者)に、各種手当・年金を支給します

☎福祉課 ☎ 21-0284

手当名	受給対象者	支給額(月額)
特別児童扶養手当	20歳未満で、精神、知的、または身体に重度あるいは中程度の障がいがある人の生活の面倒を見ている人	1級 52,400円 2級 34,900円
障害児福祉手当	20歳未満で、精神、知的、または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要な在宅の人	14,850円
特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障がい重複するなど、日常生活において常時特別な介護が必要な在宅の重度障がい者	27,300円

※各種手当の受給者は、9月9日(金)までに福祉課か各地域局へ所得状況届を提出してください。

年金名	受給対象者	年金額(年額)
心身障害児年金	20歳未満で次のいずれかに該当する人の保護者 ※障害児福祉手当を受給中の場合は対象外 ①身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aもしくは精神保健福祉手帳1級を持つ人、または特別児童扶養手当1級の認定を受けた人 ②身体障害者手帳3級、療育手帳B(中度)もしくは精神保健福祉手帳2級を持つ人、または特別児童扶養手当2級の認定を受けた人	① 73,500円 ② 36,800円

次に該当する子どもの保護者に、各種手当・年金を支給します

☎こども未来課 ☎ 21-0288

手当名	受給対象者	支給額(月額)
児童手当	中学校修了前の子どもの保護者	3歳未満 15,000円 / 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降 15,000円) / 中学生 10,000円 ※保護者の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として子ども1人につき一律5,000円 ※令和4年10月支給分(6~9月分)から、保護者の所得が上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。
児童扶養手当	父子・母子家庭などで18歳に達する年度未までの子ども(政令で定める障がいがある場合は20歳未満)の保護者	子ども1人の場合 10,160円~43,070円(所得状況などにより、一部、または全部停止となる場合があります) ※2人目以降加算あり

※児童手当受給者は、現況届の提出が原則不要になりました。提出を求める人には市から用紙を送付しますので、期日までに提出してください。

※児童扶養手当受給者は、毎年8月中に、こども未来課か各地域局へ現況届を提出してください。

年金名	受給対象者	年金額(年額)
遺児年金	次に該当する中学生以下の子どもの保護者 ①両親を亡くした子ども ②両親の一方を亡くした子ども	子ども1人につき ① 36,800円 ② 24,300円